

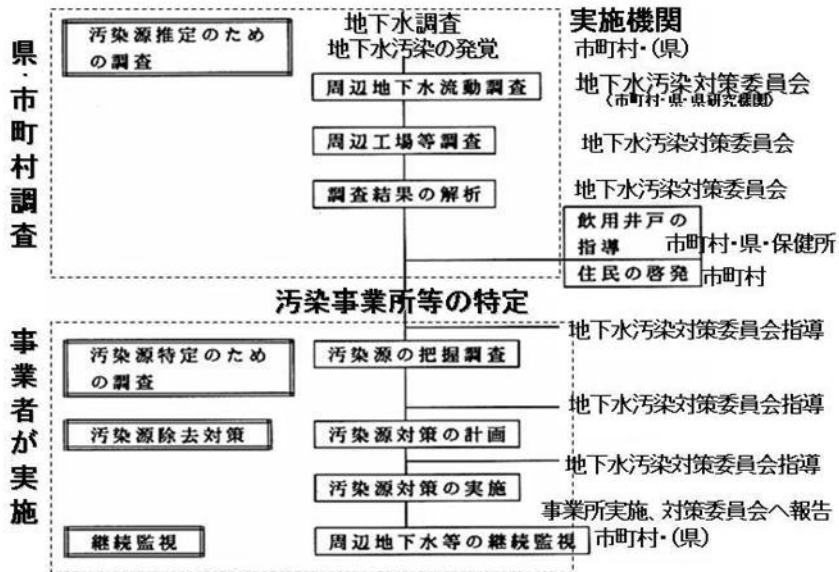
秦野市南部の弘法の清水は地元の人に美味しい水として評判で、お茶を入れるときをはじめ洗濯に至るまで古くから日常生活に密着して使われている。秦野市の地下水の人工涵養や利用協力金制度など積極的な取り組みや市民の地下水に対する関心の深さもあって環境庁は1985年弘法の清水をはじめとする秦野盆地の湧水群を環境庁名水百選に選定した。その弘法の清水が発ガン性のある有機塩素系化合物のテトラクロロエチレンで汚染されていることが突然、週刊誌で取り上げられた(図1)。

1. 神奈川県でも地下水汚染

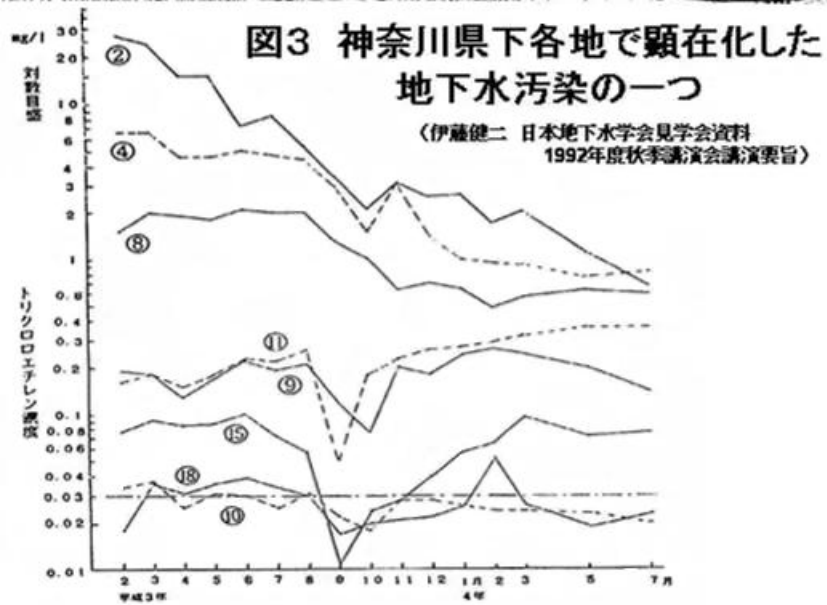
1980年代の初め、アメリカ・カリフォルニア・シリコンバレーのフェアチャイルド社、日本では兵庫県の東芝太子工場の周辺の地下水が発ガン性のあるとされるトリクロロエチレンなど有機塩素系溶剤で汚染されていることが社会問題となった。そして1988年には千葉県君津市の井戸水が東芝コンポネンツ君津工場から排出されたトリクロロエチレンで汚染される事件が起きた。当時神奈川県温泉地学研究所(温地研)の大木靖衛所長は日本地質学会関東支部長をしていて、千葉県水質保全研究所が情報公開の問題で苦境に立ち、これを適切に処理したことに関東支部として表彰すべきとし、大木所長の代わりに賞状を持って君津市におもむき、君津の地下水汚染の現地を見せていただいたのが私にとっては地下水汚染との初対面だった。この時、私には地下水汚染は全くの他山の石であった。しかし、1年後いきなり小学館発行の週刊誌「Touch」(1989年2月14日発行)により「弘法の清水」のテトラクロロエチレンの濃度が環境基準値10ppbをはるかにこえ、34ppbに達していたことが突然暴露された。神奈川県や当然のことながら温地研も地下水汚染問題に真正面から取り組まざるを得なくなった。特に秦野市当局は地下水を市民共有の財産と位置づけ、地下水利用協力金を徴収するなどの行政展開をしていたこともあり、地下水汚染とりわけ環境庁名水百選に選定されていた弘法の清水の汚染は非常に大きな問題として受け取られた。市民からは湧水地に立てられた名水の看板を直ちに撤去するようという多くの厳しい意見が寄せられた。我々も「秦野市当局には当然市民に対し地下水を浄化する責任と義務がある」と感じた。1989年10月秦野市長の附属機関として学識経験者、市民代表、市議会議員、神奈川県担当部局からなる秦野市地下水汚染対策審議会が設置された。そのような訳で私は当初から秦野市の審議会とその中に設置された専門部会に学識経験者として参加することになった。秦野市の地下水汚染に対する取り組みは次回に改めて記す。

図2 神奈川県地下水汚染の取り組み(指導指針)

(神奈川県環境部水質保全課 地下水汚染防止対策マニュアル(工場・事業所用)1994(に加筆))



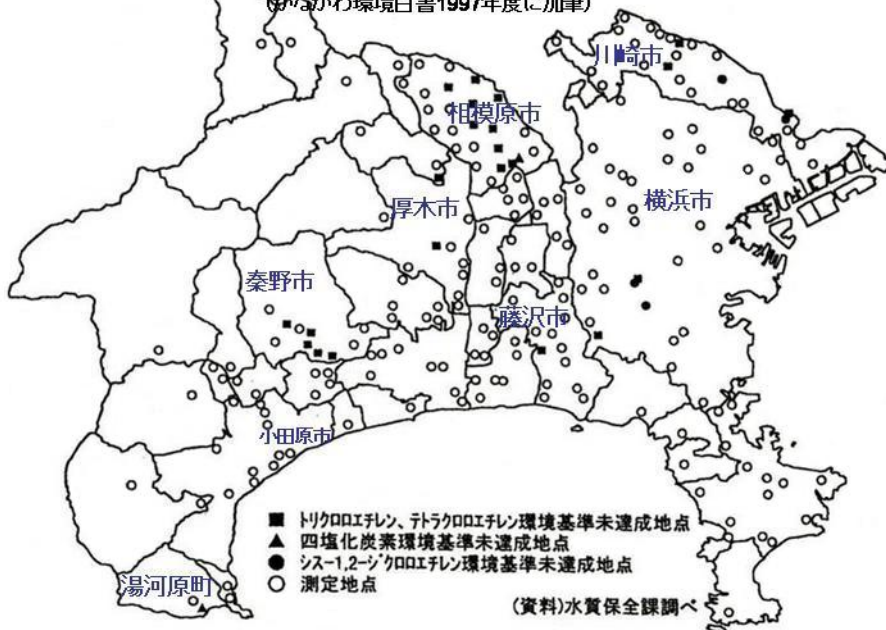
温地研の調査の結果は1992年10月横浜市開港記念会館で開催した「第2回地下水汚染とその防止対策に関する研究集会」(第1回は京都市で開催 日本水環境学会・日本地下水学会が後援),日本地下水学会1992年度秋季講演会で公表し、それ等の研究成果を踏まえ神奈川県は地下水汚染防止対策指導指針を作り(1992年10月施行)、マニュアルに従って当時県下の市町村の調査で数多く発覚した地下水汚染に対しそれぞれ県、市町村の関係機関で地下水汚染対策委員会を設置し(図2)、汚染源を特定し、対策委員会の指導のもと、原因者負担の原則で特定された事業者が地下水の浄化に取り組んだ。温地研は神奈川県の研究機関の一つとして県下各地域で顕在化した地下水汚染に対し地下水汚染対策委員会に参加し、神奈川県の地下水浄化の一翼をになった(図3)。



1990年代の終わりには政令都市や一部の地域を除いて神奈川県下の有機塩素系化合物による地下水汚染はほぼ鎮静化の方向に向かった(図4)。

図4 1997年神奈川県地下水汚染状況(環境基準項目)

(※なつかわ環境白書1997年度に加筆)



第10回へ続く

長瀬和雄(長瀬技術士研究所)